



市ホームページは
こちら

八戸市飲食関連事業者等支援金の 給付を行っています！

市では、県による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための酒類を提供する飲食店を対象とした営業時間短縮要請(中心街の一部区域)により影響を受けた飲食関連事業者等の事業継続を支援するため、「飲食関連事業者等支援金」の給付を行っています。

支援金の額 1事業者につき一律 **20万円**

対象者 八戸市内で事業活動を行う **表1** の法人または個人で、**表2** の①から③にいずれかに該当する者
※公共法人、政治団体、宗教上の組織または団体でないこと

表1	区分	要件
表1	法人の場合	市内に事務所または事業所を有する法人(登記上の本店所在地が市外であっても申請可能)
	個人の場合	市内に住所を有する個人事業者(市外に住所を有する人であっても、市内に事務所または事業所を所有している、または賃借して営業していることを証明できる場合は対象)
表2	区分	要件
	① 飲食店	食品衛生法の営業許可を受けている飲食店が市内に所在すること ※酒類の提供の有無は問わない ※スーパーやコンビニエンスストア、その他主に小売を目的とする施設は対象外
	② 関連事業者	市内飲食店(営業時間短縮要請を受けた飲食店に限らない)に対し、反復継続※して商品を販売し、またはサービスを提供していて、飲食店と直接取引の関係にあること ※令和2年9月から令和3年9月までの間に、市内同一飲食店と複数回取引があること (例)▷飲食店に対し、継続的に次の物品等を納入している事業者(食材・食品・飲料、調味料、食用油、おしぼり、割り箸、食器、調理器具 など) ▷飲食店に対し、継続的に次の物品等をリースしている事業者(冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器、フロアマット など) ▷飲食店から継続的に次の業務を請け負っている事業者(クリーニング、室内の清掃、廃棄物の収集、広告 など)
③ タクシー事業者、自動車運転代行事業者	(1)タクシー事業者 道路運送法に基づく一般乗用旅客運送事業の許可を受けている者 ※介護タクシー等の福祉輸送事業限定等の許可のみを受けている者は対象外 (2)自動車運転代行事業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく公安委員会の認定を受けており、認定上の主たる営業所在地が「八戸市」である者	

主な要件

- 営業時間短縮要請の影響により、令和3年9月の事業収入が、前年または前々年の9月と比べて**30%以上減少**していること
- 前年または前々年の事業収入が**20万円以上**であること
- 令和3年8月31日以前から事業を行っており、今後も事業継続の意思があること
- 八戸市営業時間短縮要請協力金または令和3年度市施設テナント事業者休業協力金の交付を受けておらず、今後も交付申請する予定がないこと
- 事業者(法人にあっては、代表者および役員)が暴力団員に該当しないこと
- 当市の市税の滞納がないこと(納付が可能になり次第、納付する旨の誓約がある場合は対象)

申請書類

「必要書類」は、申請者によって異なるので、「申請の手引き」でご確認ください。

「**交付申請書**」および「**申請の手引き**」の設置場所 市庁別館1階特設窓口(出納室向かい)、南郷事務所、各公民館・市民サービスセンターで配布。市ホームページからもダウンロード可。



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

提出方法

郵送での提出 ☎031-8686 内丸一丁目1-1「八戸市商工課 飲食関連支援金担当」宛
窓口での提出 申請書類一式を封筒に入れ、市庁別館1階特設窓口の提出ボックスに投函

申込期限

(郵送) **12月17日** ☎ ※当日消印有効

(窓口) **12月17日** ☎ 17時まで

☎ 商工課 飲食関連事業者等支援金担当
☎ 43-2835 ※(土)(日)(祝)を除く9時~17時

市ホームページ内で

八戸市飲食関連事業者等支援金

検索